

第9回白井市放射能汚染対策協議会

議事要旨

日 時	平成24年10月31日(水) 午後3時00分～5時00分	場 所	市役所4階 会議室2
出席者	(協議会) 成田会長、土屋副会長、印藤委員、山崎委員、宮崎委員、 日吉委員、風間弥生委員、梅田委員、大室委員		
	(事務局) 環境課長、環境課放射線対策室2名		

会議の概要

公共施設の除染事業及び戸建て住宅等除染事業の進捗状況等について、事務局からの説明及び意見交換を実施した。

1. 開 会

2. 議 事

(1) 公共施設の除染の進捗状況について

(事務局説明)

- ・ 幼稚園、保育園、小・中学校の除染工事は南山小が完了すれば全施設完了。事後測定も概ね完了。
- ・ 桜台小学校(30測点)や桜台中学校(5測点)など、事前測定値が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上であっても、屋上等の人が通常立ち入らない場所については除染を行っていない。
- ・ 公園その他公共施設については、十余一公園等7施設で実施設計中。これらは間もなく工事着手できる見込み。その他の施設も今年度内に除染を行う。
- ・ 除染済みの場所については確実に線量が低下しており、効果があったと考えている。
- ・ 除染工事の事前周知については、タイミングが合えば広報しろいに掲載するほか、現地看板、市ホームページ等、工事担当課と方法を相談して実施していく。

(意見等)

- ・ 桜台中学校の屋上は人が通常立ち入らないため除染を行わないというが、事前測定値はどの程度だったのか。

⇒事務局：除染を行わない場所での測定値は $0.24\sim 0.25\mu\text{Sv/h}$ 程度。樹木の周囲など、平滑でない場所で高めになる傾向が見られた。

- 学校の雨樋下などの除染についてはどうなったのか。
 - ⇒事務局：ニュータウン内であれば雨樋は雨水管直結なので地表への雨水の流出はない。ただし、倉庫等の雨樋については地表に雨水を流している場所もある。このような局所的な汚染箇所については来年度に除染を行っていく予定。
- 子供が利用する場所なので、出来る限り前倒しして進めるべき。今年度の施工はできないのか。
 - ⇒事務局：実施計画において 25 年度を予定しているため今年度中への前倒しは難しい。
- 除染工事の単価はどの程度か。
 - ⇒事務局：工事の実施設計をもとに施設ごとに入札や見積合わせを行い発注しており、措置内容や作業面積による単価に諸々の経費を合わせると、施設により 1 千万円以上掛かる場合もあれば、数十万円にとどまる場合もある。
- 第二小学校の結果に「2 点今後実施」とあるのは何か。
 - ⇒事務局：除染をしても線量が基準値以下に下がらない場合や、除染工事直後の測定では基準値以下であっても、改めて事後測定を行うと基準値以上になっていることがある。このような場合、所管課で検討の上、局所的な追加措置を行っているが、第二小学校でも、2 箇所では今後追加措置を行う予定としているものである。
- 除染をしても基準値以下に下がらないというのは、表土除去の深さにも原因があるのではないか。ある程度深く削った方が、効果が高いだけでなく、作業効率も良いのではないか。
 - ⇒事務局：現行では削土の深さは 2cm としている。昨年度除染工事を実施した白井中学校と第二小学校では 1cm で行い、線量を半減させることができたが、工事受託業者から、1cm での施工は非常に難しく現実的ではないとの声もあったため、2cm 掘削に仕様を変更した。
- 桜台小学校の場合、施工後の状況を見ると、実際には 2cm 以上削っているように見え、効果も出ている。ただし、芝生については、グラウンドよりも深めに削らなければならないようだ。
- (仮称) 富士中学校予定地の除染状況は。
 - ⇒事務局：当該施設は除染実施計画策定時の測定において平均線量が低かったため、除染実施対象施設から外している。ただし、以前、比較的高い線量が測定された樺の木の前元については、職員により除染を実施した。

- ・表中の「予定点数」と「事前測定実施」点数に差があるのはなぜか。
⇒事務局：細部の測定点は現地で状況を見て決めているので若干の差が生じている。
- ・国庫補助の面で問題は生じていないか。
⇒事務局：現在市が行っている除染措置は国が認めた内容に基づいており、特に問題はないと考えている。
- ・今年度の予算総額はどの程度になるか。
⇒事務局：予算の総額は約7億8千万円だが、事前測定の結果局所的な除染のみにとどまる施設も多いので、幼稚園、保育園、小・中学校の工事が概ね完了した現時点での実績額は8千万円程度である。今後、道路や公園の除染が進めば総額は増えてくるが、総計でも7億8千万には及ばないだろう。
- ・国庫補助は市が支出した後に交付されるのか。
⇒事務局：今年度末以降の交付予定である。

(2) 戸建て住宅等除染事業の進捗状況について

(事務局説明)

- ・申し込み状況は、第1次が261件、第2次が207件、第3次は現在までのところ50件程度。当初の見込みより少ない数字だが、土休日については、希望する方が多いため、お待ちいただく期間が長くなっている。
- ・これまでに除染を実施した住宅のうち、47件69箇所において、線量が基準値以下に下がらなかった。これらの箇所は、規定の措置内容以外の手段も採用し、できる限り早期に追加措置を講じていく。

(意見等)

- ・測定をした結果1箇所でも基準値を超えれば除染するのか。
⇒事務局：行う。ただし、人の立入りが無い場所については、測定・除染ともに行っていない。
- ・除染済みの集合住宅が1件とあるが、これは「1棟」ということか。
⇒事務局：アパートであって、建屋は1棟である。なお、管理組合のある集合住宅からはこれまでに約10件の申込みをいただいております。事前測定は概ね完了しているが、除染作業については今後管理組合と協議しながら進めていく。

- 集合住宅の除染基準高さは1mか。
⇒事務局：1人でも中学生以下の子どもまたは妊婦の居住があれば50cmとなる。
- 地上高50cmと地表面では線量に大きい差がある。また、除染後に再度線量が増えるのは、空気中に舞い上がる塵に付着した放射性物質も影響している可能性がある。50cmや1mという点だけの測定では除染の必要性を判断できないのではないか。地表にとどまっているセシウムを全面的に除去しなければ、効果は見込めないのではないか。
- 除染を行っても基準値を下回らなかった場合、そのまま構わないという意向を示す居住者もいるか。
⇒事務局：そのような方も多いが、市としては経過観察等のフォローは行っていきたいと考える。
- 屋根の除染も行っているのか。
⇒事務局：高さは1.5mまでとしており、屋根は行っていない。また、ほとんどの場合、セシウムは地表面に付着しているものと考えている。
- 線量が下がらなかった住宅は桜台地区に多いように見えるが、これはひとかたまりの場所なのか、分散しているのか。
⇒事務局：分散している。
- 除染に関心がない住民にも、自治会等を通じて、しっかりと意義を知らせていく必要がある。自治会長を一同に集め放射能の危険性を説明してはどうか。
⇒事務局：委託業者からも、除染事業のことを知らない市民が多くいるようだとの報告を得ている。PRについてはできるだけことはやっているが、さらに方法等をよく考えて行っていききたい。ただし、現状が危険であると断定した周知を行うことはできないので、正しい知識の普及という点で行っていく。また、現在まで利用が皆無の自治会向け用具貸出制度についても、併せてPRに努めていきたい。
- 測定の結果、除染まで実施した住宅の分布に地域的な偏りはあるのか。地区別にも実績を知りたい。自治会としてはその方がPRもしやすい。
⇒事務局：第4次分までの作業が完了すれば、住宅部門は結果がまとまるので、集計結果をお知らせすることができる。
- 除去土壌の現場保管は全箇所埋設なのか。地上保管も行っているのか。地上保管の場合、不法投棄されやすいのではないか。
⇒事務局：埋設が原則だが、申込者と協議の上、耐候性土のうに入れて堆積す

ることもある。また、穴を掘らない覆土という場合もある。保管後の管理については、申込者と連携し、注意喚起等を行っていききたい。

(3) その他

(3) - 1 次回協議会の議題について

(事務局説明)

- ・ 現在、除染実施計画の見直しと、平成 25 年度の放射線対策事業について市内で検討している。
- ・ 除染実施計画の見直しについては、幼稚園、保育園、小・中学校、公園等の局所的汚染箇所の除染を進めるため除染実施期間を来年度まで延長すること、国庫補助対象の除染措置内容で線量を基準値以下に下げられなかった場合に市が独自に選定した手法を講じていくことを計画本文中の明記すること、民有地除染についての制度が確定したことによる本文の訂正等を検討している。
- ・ 平成 25 年度の事業については、局所的な箇所等を中心に引き続き除染事業を進めるほか、健康管理や食品・農産物の安全確保についても継続して取り組みたい。また、仮置き保管土壌について、監視や今後の処分等の検討も行っていきたい。これらの放射線対策事業はいずれも重点事業として取り組む。
- ・ 平成 25 年度事業については、次回の協議会までに案を整理したいと考えており、次回開催の 1 週間位前までに意見をいただき検討していききたい。

(意見等)

- ・ 先程の戸建て住宅等除染事業の質疑の中で事務局から、現状の危険性の判断は個人に任せる、という趣旨に聞こえる回答があったが、本協議会の設置要綱の第 1 条には、設置目的として、市民の不安が高まったことに対して、安心・安全を確保することを掲げている。現状では安心・安全が脅かされているから対策を行っているのであり、その状態は即ち危険ということではないか。
⇒事務局：現状は安全と言うことはできず、市も緊急対策として除染等に取り組んでいるが、現状の危険性への評価を市民に強制することはできない。放射線は危険なものであるという事実を認識した上で、現状については正しい情報を伝えていきたい。
- ・ 危険性の評価には定量的な視点が欠かせない。放射能による危険性は一律なものではない。
- ・ チェルノブイリと比較してみると、少なくとも現状が安全とは言えないことがわかる。市の来年度事業は進行が緩すぎる。もっと本格的に行っていかなければならない。0.23 μ Sv/h とは年間 1mSv/h ということだが、これは ICRP が 1 万人に 1 人が癌を発症すると述べている被曝量である。過小評価できるもので

はない。

- ・周辺自治体も放射線対策に取り組む中で様々な知見を集積してきていると思うが、そのような知見を施策に反映することはないのか。

⇒事務局：例えば、ホールボディカウンター受検に対する助成は、我孫子市から周辺自治体に導入が広がりつつある。当市でも効果等を注視し、考えていかなければならないと考えている

- ・ホールボディカウンターに対しては様々な意見があり、経費もかかる。それよりも、子供に対する血液検査や尿検査などの健康診断を優先的に実施すべきだ。
- ・情報発信については、25年度も引き続き積極的に行ってほしい。
- ・健康管理など、次回までによく考えて意見を出したい。
- ・自治会への測定器の長期貸し出し制度や、購入補助があると良い。また、周辺自治体の施策を一覧化して提示すべきだ。それにより、現状の施策において改善すべき点等の検討材料とすることができるだろう。
⇒事務局：現在の各市の施策については実施計画で明らかになっており、一覧化している。ただし、25年度事業については、現在はまだ各市とも明らかになっていない。
- ・放射線対策は多くの部署に関係すると思うが、それらとの連携は考慮されているのか。
⇒事務局：除染実施計画は市全体の計画であり、平成25年度の事業計画も各部署の施策を全て含めている。また、河川の放射能検査など、県等の他機関が実施している事業についても、今後より積極的に情報提供等に努めていきたい。

3. 閉 会

以上

作成：事務局（環境課放射線対策室）